平成２８年（フ）第１３４号
茨城県取手市野々井175番地４
債務者　山下　　治
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
茨城県牛久市田宮町388番地の45
債務者　板宮　和利
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２１６号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代760番地５　住宅型有料老人ホーム　ｉくらす立花、破産手続開始決定時の住所福岡市東区筥松新町６番３―504号
破産者　松尾　恒光
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４４８号
福岡市西区泉３丁目３番40―203号、前住所福岡市西区今宿東１丁目31番26―506号
破産者　清水　昌和
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６９号
福岡市東区多の津４丁目11番30号
破産者　海野　哲也
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９０号
福岡市博多区博多駅前４丁目22番14―308号
破産者　西　惠美子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７８６号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目25番７号
破産者　瀬崎　和美
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５８号
福岡県糸島市浦志２丁目18番８号　101、前住所長崎県大村市小川内町525番地16
破産者　伊東由香里
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１３号
福岡県宗像市赤間１丁目１番34号　レオパレスアポロ104号
破産者　秦　　栄司
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９３５号
札幌市北区篠路２条９丁目１番70―610号
破産者　外山　幸子
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５７号
札幌市南区南32条西11丁目３番１―410号
破産者　福田　智博
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６９号
札幌市豊平区西岡２条11丁目20番15号
破産者　池田　正光
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４号
茨城県笠間市旭町249番地３　枝川住宅Ｆ棟
破産者　中村千代子
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０９号
埼玉県八潮市大字南後谷719番地３　メロディーハイム草加902号室
破産者　ポパ　マリレナ　ガブリエラ
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
埼玉県三郷市彦倉１－４－２　リバーサイドガーデン103号、住民票上の住所埼玉県草加市小山１丁目17番23号　ガーデンハウス弐番館202号
破産者　佐々木祐一
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
埼玉県三郷市三郷１丁目27番地６　アデリアガーデン101
破産者　小坂　義彦
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
埼玉県吉川市高久１丁目１番地15　メロウグレイスⅠ201
破産者　関　　亮太
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸2920番地107
破産者　林　　育至
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係